

さいたま市産婦健康診査費助成金 提出書類チェック表

※未記入箇所・不足書類がないか、再度確認をお願いします！

提出書類 (確認したら、✓をつけて下さい)	備考
<p>1 結果が記載された産婦健康診査助成券</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 産婦健康診査助成券 (枚) <input type="checkbox"/> 基本的な健診の結果及び証明印 <input type="checkbox"/> こころの健康チェック (EPDS の点数の記載) <p>(上記の内容について、医療機関等の記載・押印が必要です。)</p>	
<p>2 申請書 (様式第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請日が記載してある <input type="checkbox"/> 申請者＝産婦健康診査受診者である <input type="checkbox"/> 出生日の翌日から起算して1年以内に、さいたま市に提出が可能である ※期限の日が土・日祝日の場合その翌日まで <input type="checkbox"/> 受診日当日、さいたま市に住民登録がある <input type="checkbox"/> 契約外医療機関である (契約医療機関であっても、事情により全額自費で支払った場合は、申請可能です。) <input type="checkbox"/> 自署の場合訂正箇所は二重線で訂正し、訂正サインを記入してある。※修正テープの修正は不可です。※消せるボールペンで記載された申請書は、受け付けることができません。 	<p><input type="checkbox"/> 助成金支給申請の記入漏れはありませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> 添付書類の不足書類はありませんか。</p>
<p>3 振込先口座情報のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請書の振込先と同じであって、「金融機関名」「支店名」「口座番号」「口座名義名」のすべてが記載してある ※口座名義が旧姓の場合は、旧姓であることのレ点にチェックを入れ、振込前に口座の名義変更を行わないでください。 <p>委任状 (申請者以外(代理人)の口座に振込する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 委任状 (申請書の裏面にあります) <input type="checkbox"/> 代理人の振込口座情報のコピー 	
<p>4 産婦健康診査受診日の領収書と明細書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 領収書のコピー <input type="checkbox"/> 明細書のコピー <input type="checkbox"/> コピーの受診日、領収印、支払額、病院名等は、はっきり読めますか。 <p>(下記は該当される方のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 紛失時、さいたま市産婦健康診査実施証明書 (医療機関発行) ※産婦健康診査実施証明書の発行手数料等は、申請者の自費になります。 <input type="checkbox"/> 領収書等の氏名が旧姓の場合は、新旧の氏名がわかる証明のコピー (例) 運転免許証等 	
<p>5 産婦健康診査を受診したことを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の「表紙」のコピー (保護者の氏名が記載されている) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の「出産後の母体の経過」等のコピー <input type="checkbox"/> 上記、診察月日や施設名等の記載もれはありませんか。 <input type="checkbox"/> 診察月日、施設名等がはっきり読めますか。 <input type="checkbox"/> 受診日が出産後、概ね2週間及び1か月程度である。 (医師の指示がある場合はこの限りではありません) 	
<p>6 (転出された方のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 転出された先の住民票のコピー <p>※転出された方は、さいたま市民であった産婦健康診査受診日の翌日から起算して1年以内の申請期限とさせていただきますが、お早めにご申請ください。</p>	